

北自旅二第550号  
令和6年3月1日  
北自旅二第414号  
一部改正 令和7年3月10日

北海道運輸局室蘭運輸支局長 殿

北海道運輸局自動車交通部長

一般乗用旅客自動車運送事業によるクルーズ客船寄港地（室蘭港）  
におけるタクシー輸送力の確保対策について

近年、室蘭港においては国内外からのクルーズ客船の寄港が増加傾向にあり、寄港時には訪日外国人旅行者をはじめとする多くの旅行者が周辺観光地を訪れている。

一方、室蘭市内の法人タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、個人タクシー事業者でないもの）の営業所においては特定大型車が存在しないことから、一部旅行者の需要に応じきれていない状況となっている。

このため、当該地区の近隣の地区からの応援・協力体制を整える措置として下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、一般社団法人北海道ハイヤー協会会長あて別添のとおり通知したので、貴支局において当該協会に加盟していない管内事業者にも周知されたい。

## 記

- この通達により認められる営業区域  
室蘭市のうち室蘭港（以下「ポイント区域」という。）とする。
- ポイント区域を営業区域とすることができる事業者  
室蘭運輸支局管内に営業所を有する法人タクシー事業者のうち、ポイント区域の事業計画変更認可申請を行い、その認可を受けた事業者とする。
- ポイント区域の認可に付する条件及び期限
  - ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に限る。
  - 事前の予約がある旅客の輸送に限る。
  - 特定大型車に限る。

(4) 令和7年4月1日から12月31日までのクルーズ客船寄港日とする。

4. ポイント区域設定の事業計画変更認可申請

別添様式によるものとする。

5. 利用者の保護

ポイント区域を発地又は着地とする輸送について、利用者へ運賃料金の説明を行うなど利用者の保護について周知徹底を図ること。

6. 輸送の安全確保

運行管理、運転者に対する指導教育及び車両点検整備の確実な実施並びに事故及び災害時における連絡体制の確認など、安全確保の最優先について周知徹底を図ること。

7. 利用状況の把握

ポイント区域を発地又は着地とする輸送の実績について、認可事業者から別添輸送実績報告書を提出させるとともに、とりまとめのうえ報告することとし、本措置における効果等検証されたい。

なお、提出期限は4月から6月分の実績を7月末、7月から9月分の実績を10月末、10月から12月分の実績を1月末とする。

附 則

1. この通達は、令和6年3月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. この通達の施行に伴い、輸送の安全への影響や利用者利便の向上等関係する資料等を収集するとともに、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和7年3月10日付け北自旅二第414号）

この通達は、令和7年3月10日以降に申請を受け付けたものから適用する。

北海道運輸局長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者  
担 当 者  
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 事業の種別  
一般乗用旅客自動車運送事業

2 変更しようとする事項  
営業区域

新	室蘭市のうち室蘭港及び旧区域
旧	

3 その他  
クルーズ客船寄港地における観光客の安定的な輸送を行うため当該地区の区域を取得したい。

4 添付書類  
事業計画変更に係る宣誓書

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 当社の役員は、道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 当社は、法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号）記2（2）の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名



